

○風俗営業制限地域の指定

平成11年3月16日  
公安委員会告示第10号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年鹿児島県条例第50号)第3条第1項第1号及び第2号の規定により、風俗営業の許可に係る営業制限地域(以下「風俗営業制限地域」という。)を次のとおり指定し、平成11年4月1日から施行する。

なお、平成9年2月26日鹿児島県公安委員会告示第4号(風俗営業制限地域及びダンス教授所等許容地域の指定)は、平成11年3月31日限り廃止する。

風俗営業制限地域は、次の表の左欄に掲げる警察署の管轄区域のうち、同表の中欄に掲げる地域であって、同表の右欄に掲げる図面の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域若しくは田園住居地域又は用途地域の指定のない地域のうち、同表に表示した区域とする。

左欄	中欄	右欄
鹿児島中央警察署	<p>鹿児島市西坂元町、東坂元一丁目、東坂元二丁目、東坂元三丁目、東坂元四丁目、大明丘一丁目、大明丘二丁目、大明丘三丁目、吉野一丁目、吉野二丁目、鼓川町、池之上町、稲荷町、冷水町、長田町及び三和町の全部並びに城山町、吉野町、川上町、下田町、坂元町、清水町、春日町、柳町、下竜尾町、上竜尾町、大竜町、上本町、小川町、山下町、平之町、照国町、新照院町、上之園町、高麗町、上荒田町、荒田一丁目、荒田二丁目、与次郎一丁目、与次郎二丁目、下荒田一丁目、下荒田二丁目、下荒田三丁目、下荒田四丁目、鴨池新町、鴨池一丁目、鴨池二丁目、郡元一丁目、郡元二丁目、郡元三丁目、真砂町、真砂本町及び天保山町の各一部</p> <p>鹿児島市牟礼岡一丁目、牟礼岡二丁目及び牟礼岡三丁目の全部並びに宮之浦町の一部</p>	図面1 図面1の2
鹿児島西警察署	<p>鹿児島市城山一丁目、城山二丁目、玉里町、下伊敷二丁目、玉里団地一丁目、玉里団地二丁目、玉里団地三丁目、若葉町、伊敷台二丁目、伊敷台三丁目、伊敷台四丁目、伊敷台五丁目、伊敷台六丁目、伊敷四丁目、伊敷六丁目、伊敷七丁目、千年一丁目、千年二丁目、西伊敷一丁目、西伊敷二丁目、西伊敷三丁目、西伊敷四丁目、西伊敷五丁目、西伊敷六丁目、西伊敷七丁目、花野光ヶ丘一丁目、花野光ヶ丘二丁目、緑ヶ丘町、永吉一丁目、永吉二丁目、永吉三丁目、薬師一丁目、原良町、原良一丁目、原良二丁目、原良三丁目、原良四丁目、原良五丁目、原良六丁目、原良七丁目、明和一丁目、明和二丁目、明和三丁目、明和四丁目、明和五丁目、武岡一丁目、武岡二丁目、武岡三丁目、武岡四丁目、武岡五丁目、武岡六丁目、小野一丁目、小野二丁目、小野三丁目、小野四丁目、常盤町、常盤一丁目、常盤二丁目、田上四丁目、田上五丁目、田上六丁目、田上七丁目、広木三丁目、田上台一丁目、田上台二丁目、田上台三丁目、田上台四丁目、西陵一丁目、西陵二丁目、西陵三丁目、西陵四丁目、西陵五丁目、西陵六丁目、西陵七丁目、西陵八丁目、唐湊一丁目及び唐湊二丁目の全部並びに川上町、下田町、新照院町、草牟田町、草牟田一丁目、草牟田二丁目、下伊敷一丁目、下伊敷三丁目、下伊敷町、伊敷台一丁目、伊敷台七丁目、伊敷町、伊敷一丁目、伊敷二丁目、伊敷三丁目、伊敷五丁目、伊敷八丁目、薬師二丁目、薬師一丁目、薬師二丁目、城西一丁目、城西二丁目、城西三丁目、西田二丁目、西田三丁目、武一丁目、武二丁目、武三丁目、田上一丁目、田上二丁目、田上三丁目、田上八丁目、広木一丁目、広木二丁目、田上町、宇宿町及び西別府町の各一部</p> <p>鹿児島市宮之浦町、本名町、郡山町、東俣町、油須木町、上谷口町、福山町、春山町及び石谷町の各一部</p>	図面1 図面1の2

鹿児島南警察署	鹿児島市南新町, 紫原一丁目, 西紫原町, 魚見町, 桜ヶ丘一丁目, 桜ヶ丘二丁目, 桜ヶ丘三丁目, 桜ヶ丘四丁目, 桜ヶ丘五丁目, 桜ヶ丘六丁目, 桜ヶ丘七丁目, 桜ヶ丘八丁目, 宇宿四丁目, 宇宿五丁目, 宇宿六丁目, 宇宿七丁目, 宇宿八丁目, 宇宿九丁目, 向陽一丁目, 向陽二丁目, 宇宿町, 星ヶ峯一丁目, 星ヶ峯二丁目, 星ヶ峯三丁目, 星ヶ峯四丁目, 星ヶ峯五丁目, 星ヶ峯六丁目, 東谷山三丁目, 東谷山五丁目, 錦江台一丁目, 錦江台二丁目, 錦江台三丁目, 自由ヶ丘一丁目, 自由ヶ丘二丁目, 希望ヶ丘町, 清和一丁目, 清和二丁目, 清和三丁目, 清和四丁目, 皇徳寺台一丁目, 皇徳寺台二丁目, 皇徳寺台三丁目, 皇徳寺台四丁目, 皇徳寺台五丁目, 谷山中央六丁目, 谷山中央七丁目, 慈眼寺町, 坂之上二丁目, 坂之上三丁目, 坂之上四丁目, 坂之上五丁目, 坂之上六丁目, 坂之上七丁目, 坂之上八丁目, 唐湊三丁目, 唐湊四丁目, 西谷山二丁目, 郡元町, 西谷山三丁目, 光山一丁目及び光山二丁目の全部並びに南郡元町, 東郡元町, 日之出町, 紫原二丁目, 紫原三丁目, 紫原四丁目, 紫原五丁目, 紫原六丁目, 紫原七丁目, 宇宿一丁目, 宇宿二丁目, 宇宿三丁目, 小松原一丁目, 小松原二丁目, 東谷山一丁目, 東谷山二丁目, 東谷山四丁目, 東谷山六丁目, 東谷山七丁目, 谷山中央一丁目, 谷山中央二丁目, 谷山中央三丁目, 谷山中央四丁目, 谷山中央五丁目, 谷山中央八丁目, 西谷山一丁目, 西谷山四丁目, 和田一丁目, 和田二丁目, 和田三丁目, 上福元町, 下福元町, 坂之上一丁目, 中山町及び山田町の各一部	図面1
指宿警察署	指宿市十町, 十二町, 東方, 大牟礼二丁目, 大牟礼三丁目, 大牟礼四丁目, 大牟礼五丁目, 湊三丁目, 湊四丁目, 湯の浜一丁目, 湯の浜二丁目, 湯の浜三丁目, 湯の浜四丁目及び湯の浜六丁目の各一部 指宿市山川潮見町, 山川新生町, 山川山下町及び山川朝日町の全部並びに山川福元, 山川金生町, 山川新栄町及び山川入船町の各一部	図面2 図面2の2
南九州警察署	南九州市川辺町田部田, 平山, 野間及び両添の各一部 南九州市知覧町郡の一部 南九州市頬娃町牧之内及び郡の各一部	図面3 図面3の2 図面3の3
枕崎警察署	枕崎市日之出町, 明和町, 旭町, 山手町及び大字枕崎の全部並びに新町, 中町, 宮前町, 泉町, 恵比須町, 東本町, 若葉町, 宮田町, 緑町, 千代田町, 住吉町, 西本町, 高見町, 桜木町, 平田町, 中央町, 立神北町, 立神本町, 大塚北町, 塩屋北町, 塩屋南町, 岩崎町, 栄中町, 栄本町, 木原町及び岩戸町の各一部	図面4
南さつま警察署	南さつま市加世田地頭所, 加世田地頭所町, 加世田村原二丁目, 加世田村原三丁目, 加世田村原四丁目, 加世田村原五丁目, 加世田武田, 加世田麓町, 加世田川畠, 加世田白亀, 加世田益山, 加世田唐仁原, 加世田小湊及び加世田高橋の各一部	図面5
日置警察署	日置市伊集院町妙円寺一丁目, 伊集院町妙円寺二丁目及び伊集院町妙円寺三丁目の全部並びに伊集院町麦生田, 伊集院町徳重, 伊集院町徳重一丁目, 伊集院町徳重二丁目, 伊集院町徳重三丁目, 伊集院町郡, 伊集院町郡一丁目, 伊集院町郡二丁目, 伊集院町下谷口, 伊集院町猪鹿倉, 伊集院町猪鹿倉一丁目, 伊集院町清藤, 伊集院町大田及び伊集院町野田の各一部 日置市東市来町湯田及び東市来町長里の各一部	図面6 図面6の2
いちき串木野警察署	いちき串木野市汐見町, 京町, 北浜町, 本浜町, 緑町, 美住町, 長崎町, 塩屋町, 中尾町及び西塩田町の全部並びに東塩田町, 栄町, 御倉町, 昭和通, 高見町, 大原町, 住吉町, 春日町, 桜町, 曙町, 旭町, 西島平町, 東島平町, 元町, まぐろ本町, 西浜町, 港町, 浦和町, 新生町, 小瀬町, 日出町, 恵比須町, 照島, 野元, 浜ヶ城, ひばりが丘, 平江, 別府, 羽島, 愛木町, 浜田町, 口之町, 桂田, 麓及び大蔵の各一部 いちき串木野市湊町及び大里の各一部	図面7 図面7の2
薩摩川内警察署	薩摩川内市向田町, 若葉町, 花木町及び大王町の全部並びに横馬場町, 白和町, 中郷一丁目, 中郷二丁目, 中郷三丁目, 中郷四丁目, 中郷五丁目, 原田町, 東大小路, 天辰町, 平佐町, 平佐一丁目, 鳥追町, 冷水町, 隈之城町, 若松町, 西開闢町, 中郷町, 国分寺町, 高城町, 大小路町, 御陵下町, 宮内町, 港町, 宮崎町及び五代町の各一部 薩摩川内市入来副田の一部	図面8 図面8の2
さつま警察署	さつま町旭町, 虎居町, 虎居, 西新町, 轟町, 船木, 宮之城屋地及び田原の一部	図面9
阿久根警察署	阿久根市塩鶴町二丁目及び塩浜町二丁目の全部並びに塩鶴町一丁目, 塩浜町一丁目, 新町, 丸尾町, 栄町, 高松町, 波留及び赤瀬川の各一部	図面10
出水警察署	出水市麓町, 上鯛渕, 昭和町, 緑町, 黄金町, 本町, 境町, 向江町, 西出水町, 五万石町, 米ノ津町及び下鯛町の各一部	図面11

伊佐湧水警察署	伊佐市大口里、大口大田及び大口鳥巣の各一部 湧水町木場及び米永の一部	図面12 図面13
姶良警察署	姶良市加治木町仮屋町の全部並びに港町、朝日町、新富町、本町、諏訪町、新生町、錦江町、木田、反土及び日本山の各一部	図面14
	姶良市永池町、西姶良一丁目、西姶良二丁目、西姶良三丁目、西姶良四丁目、松原町一丁目、松原町二丁目及び松原町三丁目の全部並びに池島町、宮島町、西宮島町、東餅田、西餅田、脇元及び平松の各一部	図面14の2
霧島警察署	霧島市国分松木町及び国分松木東の全部並びに国分中央一丁目、国分中央二丁目、国分中央四丁目、国分中央五丁目、国分中央六丁目、国分福島一丁目、国分福島二丁目、国分福島三丁目、国分野口町、国分野口、国分野口西、国分野口東、国分下井、国分清水一丁目、国分清水二丁目、国分清水三丁目、国分清水四丁目、国分重久、国分向花、国分向花町、国分上小川、国分姫城、国分姫城南、国分広瀬一丁目、国分広瀬二丁目、国分広瀬三丁目、国分広瀬四丁目、国分府中、国分府中町、国分城山町、国分名波町、国分湊、国分新町、国分新町一丁目、国分新町二丁目及び国分山下町の各一部	図面15
	霧島市隼人町松永一丁目、隼人町松永二丁目、隼人町東郷一丁目、隼人町東郷、隼人町姫城二丁目、隼人町姫城三丁目、隼人町姫城、隼人町神宮一丁目、隼人町神宮二丁目、隼人町神宮三丁目、隼人町神宮四丁目、隼人町神宮五丁目、隼人町神宮六丁目、隼人町内、隼人町内山田一丁目、隼人町内山田二丁目、隼人町内山田三丁目、隼人町内山田四丁目、隼人町真孝、隼人町住吉、隼人町見次及び隼人町小田の各一部	図面15の2
	霧島市溝辺町麓一丁目、溝辺町麓二丁目、溝辺町麓三丁目、溝辺町麓四丁目、溝辺町麓五丁目及び溝辺町麓六丁目の全部並びに溝辺町麓及び溝辺町崎森の各一部	図面15の3
曾於警察署	曾於市大隅町中之内、大隅町岩川及び大隅町月野の各一部	図面16
	曾於市末吉町二之方、末吉町新町一丁目、末吉町新町二丁目、末吉町本町一丁目、末吉町本町二丁目、末吉町栄町一丁目、末吉町栄町二丁目、末吉町南之郷及び末吉町諏訪方の各一部	図面16の2
志布志警察署	志布志市志布志町志布志一丁目、志布志町志布志二丁目、志布志町志布志三丁目、志布志町志布志、志布志町帖及び志布志町安楽の各一部	図面17
肝付警察署	肝付町新富及び前田の各一部	図面18
鹿屋警察署	鹿屋市曾田町及び寿六丁目の全部並びに本町、朝日町、向江町、北田町、共栄町、新栄町、新生町、上谷町、西原一丁目、西原二丁目、西原三丁目、西原四丁目、今坂町、打馬一丁目、打馬二丁目、下祓川町、西祓川町、王子町、古前城町、寿一丁目、寿二丁目、寿三丁目、寿四丁目、寿五丁目、寿七丁目、寿八丁目、札元一丁目、笠之原町、新川町、白崎町、田崎町及び西大手町の各一部	図面19
	鹿屋市吾平町麓及び吾平町上名の各一部	図面19の2
	垂水市市木、田神、本城、松原町、中央町、上町、錦江町、下宮町、旭町及び南松原町の各一部	図面19の3
錦江警察署	錦江町城元及び馬場の各一部	図面20
種子島警察署	西之表市桜が丘の全部並びに西之表、西町、東町及び鴨女町の各一部	図面21
	中種子町野間の一部	図面21の2
奄美警察署	奄美市名瀬佐大熊町、名瀬平松町、名瀬浜里町及び名瀬仲勝町の全部並びに名瀬長浜町、名瀬塩浜町、名瀬矢之脇町、名瀬入舟町、名瀬金久町、名瀬柳町、名瀬井根町、名瀬永田町、名瀬久里町、名瀬古田町、名瀬真名津町、名瀬平田町、名瀬小俣町、名瀬春日町、名瀬安勝町、名瀬石橋町、名瀬伊津部町、名瀬港町、名瀬小浜町、名瀬鳩浜町、名瀬朝日町、名瀬浦上町、名瀬有屋町、名瀬和光町、名瀬朝仁新町、名瀬朝仁町、名瀬大字大熊、名瀬大字浦上、名瀬大字小宿、名瀬大字朝仁、名瀬大字金久及び名瀬大字伊津部の各一部	図面22
瀬戸内警察署	瀬戸内町古仁屋の一部	図面23
沖永良部警察署	和泊町和泊及び手々知名の各一部	図面24
	知名町知名及び瀬利覚の各一部	図面24の2

ただし、図面1から図面24の2までの図面は省略し、それぞれの警察署において縦覧に供する。

改正文(平成13年6月29日公安委員会告示第26号)抄

平成13年6月29日から施行する。

なお、同告示の図面4、図面15の2、図面19及び図面22の図面を変更し、図面4においては枕崎警察署、図面15の2においては国分警察署、図面19においては鹿屋警察署及び図面22においては名瀬警察署において縦覧に供する。

改正文(平成14年10月11日公安委員会告示第43号)抄

平成14年10月11日から施行する。

なお、同告示の図面15を変更し、その図面を国分警察署に備えおいて縦覧に供する。

改正文(平成16年10月12日公安委員会告示第44号)抄

平成16年10月12日から施行する。

なお、同告示の図面1、図面6の3及び図面8を変更し、並びに図面8の2を追加し、図面1においては鹿児島中央警察署、鹿児島西警察署及び鹿児島南警察署、図面6の3においては伊集院警察署、図面8及び図面8の2においては川内警察署に備えおいて縦覧に供する。

改正文(平成16年10月29日公安委員会告示第54号)抄

平成16年11月1日から施行する。

改正文(平成17年3月22日公安委員会告示第13号)抄

平成17年3月22日から施行する。

改正文(平成17年5月1日公安委員会告示第20号)抄

平成17年5月1日から施行する。

なお、同告示の図面6を変更し、同図面においては伊集院警察署において縦覧に供する。

改正文(平成17年6月24日公安委員会告示第33号)抄

平成17年7月1日から施行する。

改正文(平成17年10月11日公安委員会告示第51号)抄

平成17年10月11日から施行する。

改正文(平成17年11月7日公安委員会告示第60号)抄

平成17年11月7日から施行する。

改正文(平成18年1月1日公安委員会告示第1号)抄

平成18年1月1日から施行する。

なお、同告示に図面2の3を加え、当該図面を指宿警察署に備え置いて縦覧に供する。

改正文(平成18年3月17日公安委員会告示第26号)抄

平成18年3月20日から施行する。

改正文(平成18年9月29日公安委員会告示第90号)抄

平成18年10月1日から施行する。

改正文(平成19年11月16日公安委員会告示第292号)抄

平成19年12月1日から施行する。

改正文(平成20年9月30日公安委員会告示第858号)抄

平成20年10月1日から施行する。ただし、表大口警察署の項の改正規定は、平成20年11月1日から施行する。なお、同告示に図面3の3を加え、当該図面を南九州警察署に備え置いて縦覧に供する。

改正文(平成22年3月12日公安委員会告示第248号)抄

平成22年3月23日から施行する。

改正文(平成24年9月28日公安委員会告示第111号)抄

平成24年10月9日から施行する。